

# サウジアラビア加工食品の産業育成支援にかかる専門家公募について

2015年8月5日

独立行政法人 日本貿易振興機構  
副理事長 宮本 聡

日本貿易振興機構(ジェトロ)は、開発途上国の産業育成および輸出促進を目的に、サウジアラビアにおいて加工食品の輸出に関する貿易実務セミナーを開催する予定です。ついては、下記の要領でご協力いただける専門家を募集します。ご関心をお持ちの方は、公募内容をご確認の上ご応募ください。

## 記

### 1. 背景と目的

サウジアラビア政府は、原油依存から産業の多角化に取り組んでいるところ、サウジアラビア製品の輸出拡大を通じた外貨獲得の多角化を目指している。本事業は、2014年に設立された輸出開発庁(Saudi Export Development Authority、通称 Saudi Exports)をはじめサウジアラビアの官民と連携しながら、日本の事業経験・ノウハウを協業して、加工食品を対象としたサウジアラビアの中小企業における輸出能力(貿易実務、製品開発、マーケティング等)向上に資することを目指して実施するものである。事業初年度の今年度はセミナー等を通じて輸出拡大に向けた基礎的貿易実務の情報提供を行い、同国食品産業の輸出実務のレベルアップを図る。

### 2. 業務内容

(1) 対象分野の事前情報収集(派遣国および日本)

(2) セミナー講演を通じた情報提供

同国の加工食品輸出促進に向けたセミナー開催(期間:半日、於:2都市)。

<参加対象者>

輸出に関心を有するサウジアラビア企業(中小企業が中心)

<テーマ> 「サウジアラビア加工食品の輸出」

<セミナー内容(案)>

① 輸出実務全般(内容:貿易実務の基礎、マーケティング等)。

② 加工食品の輸出(内容:加工食品に特化した輸出実務、海外でのマーケティング、輸出仕様製品の開発、パッケージ改良、等)。

※専門家による講義は英語で行う予定(通訳手配については後日、相談します)。

(3) 個別企業面談によるコンサルテーション

セミナー終了後の個別企業相談会(実施については後日相談)または個別企業訪問を通じて輸出に関する個別相談に対するアドバイス

(4) 輸出開発庁(Saudi Export Development Authority)等関係機関との意見交換

(5) 本事業の今後の取り組みへの提案

(6) 上記(1)~(5)に基づく報告書の作成及び帰国報告会の実施

(7) その他本事業目的の遂行に必要な業務

### 3. 募集人数

1名

### 4. 派遣国

サウジアラビア王国

### 5. 指導対象分野・品目

加工食品分野(特に、貿易実務、製品開発、マーケティング等)

## 6. 派遣期間

2015年10月下旬～11月中旬のうち7日間程度を予定(後日、相談します)。

## 7. 派遣形態

- (1) ジェトロと本人(または所属企業・団体等)が専門家派遣協定書を締結する業務委託方式
- (2) 採択者が課税事業者である場合は、契約時に以下の書類を提出してください。
  - ①「課税事業者届出書」(写)または「課税事業者選択届出書」(写)
  - ② 納税証明書(その3:消費税及び地方消費税の未納の税額がないことの証明)、又は、課税期間分の消費税及び地方消費税の申告書(写)
    - ・採択者が免税事業者である場合は「消費税及び地方消費税」を契約金額に上乗せして契約することはできませんのでご注意ください。
    - ・なお、契約途中で課税事業者、免税事業者のステータスが変わった場合は、遅滞なくジェトロにご連絡をいただくようお願いいたします。

## 8. 応募条件

- (1) 応募資格(以下の条件は応募に必要な絶対条件とする)
  - ① 事業へ積極的に参加する姿勢があり、自分の能力発揮に意欲的であること。
  - ② 本業務を遂行する上で必要十分な健康状態であること。
  - ③ 当該専門分野の事業に必要とされる専門性が高く、同分野の実務経験を3年以上有すること。
  - ④ 応募者に所属先がある場合は、所属元の了解が得られていること。
  - ⑤ 刑事罰を受けていないこと(係争中を含む)。
  - ⑥ 本事業及び他のジェトロ事業への協力の実績のある場合、期間中に指導内容・姿勢等に重大な問題、または手続き、業務報告等に重大な問題を起こしていないこと。
- (2) 面接による選考基準(下記の条件にあてはまる場合、内容に応じて評価する)
  - ① 事業の目的や趣旨、必要性を十分に理解していること。
  - ② 所属する企業または本人が、加工食品に関わる貿易実務、製品開発やマーケティングに十分な知識や経験を有すること。
  - ③ 加工食品の輸出に関わる技術指導や研修指導の経験を有すること。(海外における経験があればなおよい)
  - ④ サウジアラビア加工食品業界の産業育成への協力を意欲的であること。
  - ⑤ コミュニケーション能力や協調性を有していること。

## 9. 給与・待遇

ジェトロ規程に基づく宿泊費、日当および謝金(20,000円/日)を支給。また本邦・当該国・都市間航空券(往復)を現物支給。

## 10. 応募方法・選考手続き

- (1) 応募書類(所定フォーム)にご記入の上、2015年8月24日(月)10:00までに下記の書類提出先に電子メールで提出。
- (2) 書類選考通過の場合は、面談(日時は別途連絡、原則於東京)を経て採否を決定します。面談にかかわる交通費は支給しません。
- (3) 選考結果については採否のみを応募者本人に通知(採否理由はお答えできません)するとともに、採択者をジェトロ・ホームページ上で公表します(個人名は除く)。提出書類は返却しません。

## 11. 応募期間

2015年8月5日(水)～2015年8月24日(月)10:00必着

## 12. スケジュール(予定)

- |                            |           |
|----------------------------|-----------|
| (1) 専門家公募、選定               | 8月上旬～8月下旬 |
| (2) 専門家派遣準備(セミナー資料準備、打合せ等) | 8月下旬～出発まで |

- (3) 専門家派遣実施  
(4) 報告書作成、帰国報告会開催

10月下旬～11月中旬のうち7日間程度  
帰国後1ヵ月以内

### 13. 個人情報の取り扱い

この公募に関して書類にご記入いただいた個人情報は、専門家選定および派遣手続きのために利用します。

### 14. 書類提出先（担当部課）

ジェトロビジネス展開支援部 途上国ビジネス易開発課 開発支援班（担当：小林・宮川）

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6F

E-mail: BDC@jetro.go.jp

※電話でのお問い合わせはお受けしておりませんのでご了承ください。

以上

#### <独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人へのOBの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承下さい。

#### (1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
  - ②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること（当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。）
- ※光熱水費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。

また、地方公共団体及び個人は対象外です。

#### (2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ②当機構との間の取引高
- ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④一者応札又は一者応募である場合はその旨

#### (3) 当機構に提供していただく情報

- ①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
  - ②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- ※当機構が保有する情報または公知の情報（法人のウェブサイト等）で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。

#### (4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）